

国見町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

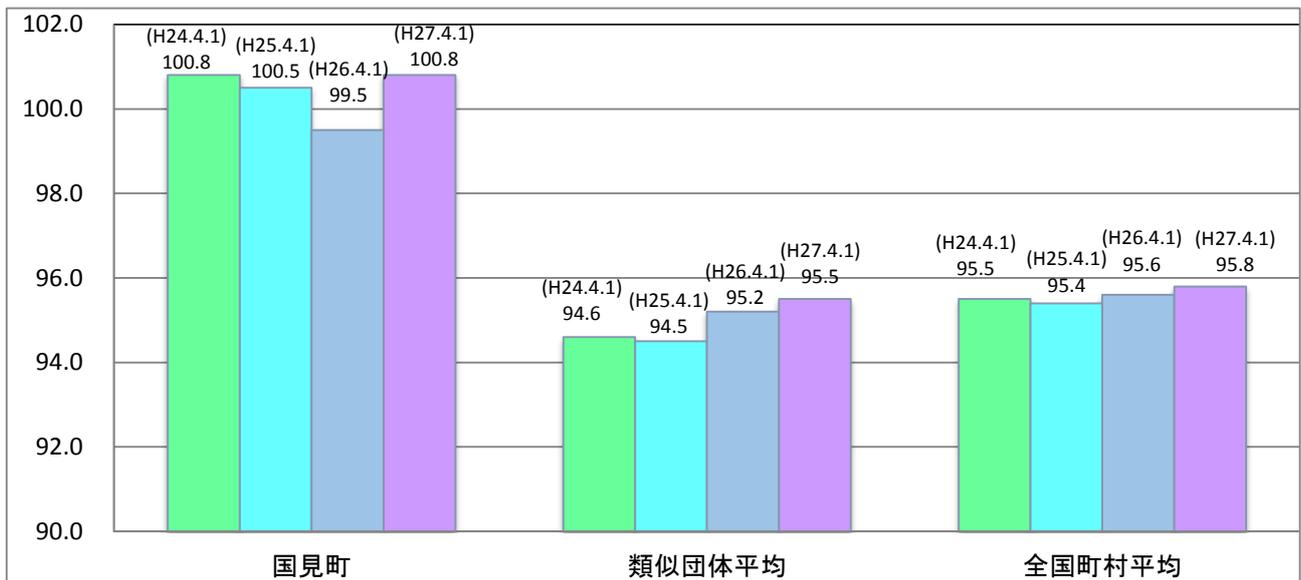
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 9,800	千円 10,564,990	千円 477,142	千円 1,045,372	% 9.89	% 11.08

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
26年度	人 97	千円 362,564	千円 104,839	千円 134,788	千円 602,191	千円 6,208	千円 5,989	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がない場合とした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.7%引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
国見町	39.3歳	313,200円	412,022円	337,191円
福島県	42.8歳	335,000円	420,845円	365,725円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.3歳	319,936円	394,984円	355,183円

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区分		国見町	県	国
一般行政職	大学卒	186,000円	186,000円	176,700円
	高校卒	150,800円	150,800円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

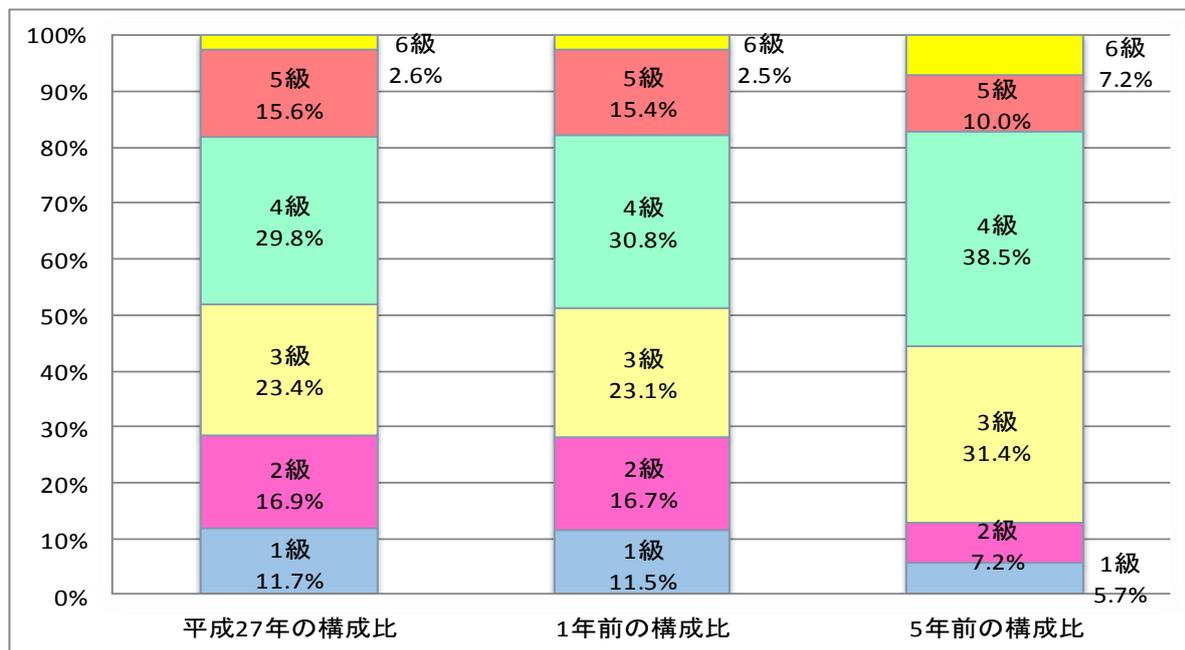
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,200円	364,100円	381,200円	391,300円
	高校卒	214,600円	304,800円	364,100円	381,200円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9人	11.7%	141,700円	252,000円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事	13人	16.9%	193,400円	310,700円
3級	主査	18人	23.4%	230,300円	357,800円
4級	主任主査	23人	29.8%	265,800円	395,600円
5級	課長、主幹	12人	15.6%	293,200円	407,200円
6級	総務課長、参事	2人	2.6%	324,900円	423,800円

- (注) 1 国見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間に係る勤務成績に応じ、良好である職員については、4号給（55歳を超える職員は2号給）とすることを基準として決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

国見町	福島県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,349千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,684千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

国見町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2～20%加算))	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2～45%加算))
1人当たり平均支給額 —千円 24,933千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在） なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	838千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	46,555円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	19.4%		
手当の種類（手当数）	8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫業務	日額 450円
徴税職員等手当	〃	徴税等の徴収業務 1徴税職員 2徴税職員以外	1月額 6,500円 2日額 300円
精神衛生業務手当	〃	精神障がい者の訪問調査	日額 450円

災害現場業務手当	〃	災害発生に伴う応急作業又は災害発生防止の非常措置業務	日額 450円
特殊現場手当	〃	徒歩による山林内の調査、境界標の確認、林内伐採作業業務等	日額 300円
用地交渉業務手当	〃	公共用地の交渉の業務	日額 450円
死体取扱業務手当	〃	身元不明等の死体取扱業務	日額 5,000円
衛生業務従事手当	〃	畜犬登録、犬猫等死骸処理、二ホンカモシカ死骸処理	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	71,975 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	773 千円
支給実績（25年度決算）	46,350 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	594 千円

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族1人まで 11,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同じ		千円 12,723	円 225,185
住居手当	<p>（借家・借間） 職員が、自ら居住する住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20,500円以下 家賃の額-9,500円 ・20,500円を超える ①(家賃の額-20,500円)×1/2+11,000円 ②家賃の額-20,500円の1/2が16,000円を超えるときは16,000円+11,000円 	異なる	国においては、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	千円 7,590	円 316,250
通勤手当	<p>（支給要件） 通勤のため交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に支給（ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上の職員に限る）</p> <p>（支給額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃相当額。ただし、運賃が61,000円を超える場合、超える額の1/2を加算 ・自動車等使用者 距離に応じて2,400円～47,700円 	異なる	国においては、交通機関等利用者の限度額55,000円。また、自動車等使用者の距離区分・支給額が異なる。距離に応じて2,000円～24,500円	千円 6,795	円 107,008
単身赴任手当	<p>官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを状況とし、距離制限(60km)を満たす職員</p> <p>（支給額） 月額23,000円 距離に応じた加算額6,000円～45,000円</p>	同じ		千円 —	円 —

宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき5,300円 3時間未満の場合は1,350円	異なる	国においては、 一般の宿日直 勤務1回につ き4,200円。勤 務時間が5時間 未満の場合、宿 日直手当の額 の50/100	千円 1,591	円 19,168
休日給	祝日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した時間に対し、勤務時間1時間あたりの給与額に125/100~150/100の割合を乗じた額	同じ		千円 —	円 —
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対して勤務時間1時間あたりの給与額の25/100の額	同じ		千円 —	円 —
管理職手当	管理職又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 給料月額額の25/100以内で職に応じた額			千円 6,814	円 504,740
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき課長の職にある職員6,000円			千円 567	円 42,000

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給料	町 長	761,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副町長		608,000 円	826,500 円 / 410,000 円	630,000 円 / 508,000 円
報酬	議 長	304,200 円 (338,000 円)	355,000 円 / 200,000 円		
	副 議 長	236,220 円 (254,000 円)	316,000 円 / 164,000 円		
	議 員	216,600 円 (228,000 円)	301,000 円 / 145,100 円		
期末手当	町 長	(26年度支給割合)			
	副町長	2.95 月分 (6月期 1.4月 12月期 1.55月)			
退職手当	議 長	(26年度支給割合)			
	副 議 員	2.95 月分 (6月期 1.4月、12月期 1.55月)			
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職月数×支給率(48/100)	17,553,440円	任期毎	
	備 考	給料月額×在職月数×支給率(29/100)	8,463,360円	任期毎	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

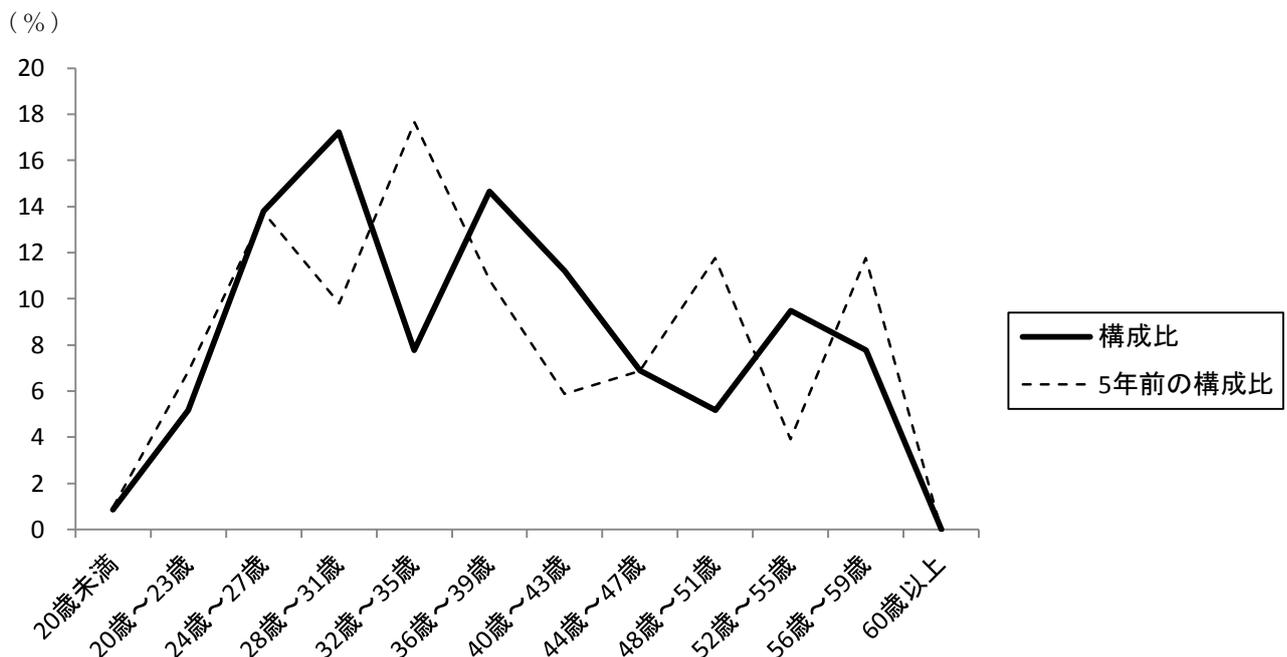
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成27年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	総務部門に係を新設したことによる増 児童数増による業務量の増 組織見直しによる職員増 業務移管による業務量の増 商工観光拠点整備に向けた体制充実のための増 業務移管による業務量の減
		総務	28	27	1	
		税務	9	9	0	
		民生	13	12	1	
		衛生	10	9	1	
		農林水産	9	7	2	
商工		8	3	5		
土木	7	8	△1			
	計	86	77	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.76 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 101.56 人)	
	教育部門	19	21	△2	児童数の減による業務量の減	
	消防部門	0	0	0		
	小計	105	98	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.14 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 121.84 人)	
会計部門 公営企業等	水道	4	4	0	業務委託による業務量の減	
	下水道	2	2	0		
	その他	5	8	△3		
	小計	11	14	△3		
合計		116	112	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.37 人	
		[121]	[121]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	6人	16人	20人	9人	17人	13人	8人	6人	11人	9人	0人	116人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数
一般行政	68	70	68	70	77	86	18 (26.4%)
教育	19	20	19	21	21	19	0 (0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計	87	90	87	91	98	105	18 (20.6%)
公営企業等会計	15	16	15	15	14	11	△4 (△26.6%)
総合計	102	106	102	106	112	116	14 (13.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	249,517	18,942	18,956	7.6	9.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類 似市町村平 均一人当た りの給与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	4人	千円 11,602	千円 2,438	千円 4,916	千円 18,956	千円 4,739	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
国見町	38.5歳	320,042円	430,480円
市町村平均	44.9歳	348,021円	517,229円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業（国見町）		一般行政職（国見町）	
1人当たり平均支給額（26年度） 1,114千円		1人当たり平均支給額（26年度） 1,456千円	
※工業用水道事業全国平均 1,484千円			
（26年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.50月分 （1.40）月分 （0.70）月分		（26年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.50月分 （1.40）月分 （0.70）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

水道事業（国見町）			一般行政職（国見町）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		—千円	※全国市町村平均1人当たり平均支給額		15,286千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		192千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		48,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		100%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道企業職員特殊勤務手当	水道業務に従事した職員	水道業務	月額4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	1,389 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	463 千円
支給実績（25年度決算）	874 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	218 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 489	円 326,000
住居手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
通勤手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 113	円 45,200
単身赴任手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
宿日直手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円	円
休日給	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
夜勤手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
管理職手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 255	円 255,582
管理職員特別勤務手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —